省令

○経済産業省令第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）を実施するため、計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関を指定する省令の一部を改正する省令

計量法第百三十五条第一項に規定する指定校正機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

表国立研究開発法人情報通信研究機構の項中「電磁波計測研究所」を「電磁波研究所」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。